

# 業務の運営に関する規程

株式会社 Aubu (オーブ)  
北海道札幌市豊平区月寒東 1 条 17 丁目 1 番 3 号  
有料職業紹介許可番号 01-ユ-300786

当社は厚生労働省より正式に許可を得て本サービスを提供しております。つきましては、職業安定法第 32 条の 13、第 24 条の 5、第 32 条の 16 第 3 項の規定に基づき、次の通り明示いたします。

## 第 1 求 人

1 当社は、第 4 の 6 の取扱職種の範囲に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反している場合や、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理いたしません。

2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来社されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来社できないときは、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えございません。

3 求人の申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。

ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、該当明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

## 第 2 求 職

1 当社は、第 4 の 6 の取扱職種の範囲に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理いたしません。

- 2 求職申込みは、本人が直接来社されて、所定の求職票によりお申込みください。
- 3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、当社に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略いたします。

### 第3 紹介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう可能な限りお力添えいたします。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者をご紹介することができるよう可能な限り尽力いたします。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示します。  
ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行し、その紹介状を持参の上、求人者の事業所へ出向いていただきます。
- 5 求人、求職の申込みをお受けいたしましたら、責任をもってご紹介に注力いたします。
- 6 当社は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている求人者へは紹介いたしません。

7 手数料につきましては、以下の通りです。なお、**手数料には消費税は含まれておらず、別途加算**となります。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0円
	手数料負担者は 求人者 とします。

<p>求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】</p>	<p>成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>40%</u></p> <p>(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中 (雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分) に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>40%</u></p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>
<p>求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】</p> <p>* 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合</p>	<p>成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>40%</u></p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>

8 当社は返戻金制度を設けております。

<p>当社の紹介により就職した者が、本人の責に帰すべき事由により入社後 2 ヶ月以内に退職するなどして雇用が終了した場合、受領した手数料のうち次の割合を返戻いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入社日より 1 ヶ月未満での雇用契約終了：50%</li> <li>・入社 1 ヶ月以降 2 ヶ月未満での雇用契約終了：20%</li> <li>・入社 2 ヶ月以降の雇用契約終了：0%</li> </ul> <p>ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先(求人者)で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には下記の割合となります。</p>
---

- ・入社日より2ヶ月未満での雇用契約終了：5%
- ・入社2ヶ月以降の雇用契約終了：0%

また、次に記載する事由による場合は返戻金制度の対象外とさせていただきます。

- ・待遇、その他の労働条件が採用決定時の労働条件と異なる場合
- ・ハラスメント等による場合
- ・本人の死亡・病気・怪我など不測の事態による場合

#### 第4 その他

- 1 当社は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 当社の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。  
また、当社の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
- 3 当社は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 当社が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。  
また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報の不正確性や、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 5 当社は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
- 6 当社の取扱職種の範囲等は、**国内全ての職種**です。

7 当社の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。当社の業務はすべての職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営いたします。ご不明点は担当者へお尋ねください。

最終改訂日 2026年6月19日

株式会社A u b u 代表取締役 太田 雅貴